## 「短期大学設置基準」とその解説 (1949) の成立過程について 一行動心理学者・三隅一成と文部事務官・村越義雄の活動をめぐって—

○木田 竜太郎 (有明教育芸術短期大学)

## 本研究の趣意と学術的・社会的背景

本発表は、戦後教育(大学)改革期を対象として、海後・寺崎(1969)<sup>1)</sup>、羽田(1999)<sup>2)</sup>、 土持(2006)<sup>3)</sup>、小山(2009)<sup>4)</sup>等<sup>5)</sup>、短期大学の制度化に関わる先行研究の蓄積を踏まえつつ、 これまで未開拓、ないし充分に検討されてこなかった史料の再検討を中心に、短期大学制度化の 実態的側面に関する新たな知見を提供することを目的とする。

羽田(1998) <sup>6)</sup> 等が指摘する通り、短期大学研究においては文部省刊行物等、官製資料の所在 調査すら未開拓な状況が続いており、これら基盤的史料の発掘と蒐集・分析を通じて先行研究の 成果を補完しつつ、若干の批判的検討を試みることが本研究の趣意である。

2017年5月24日、専門職大学及び専門職短期大学の制度化が盛り込まれた学校教育法の一部改正法案が可決、成立した。この新しい高等教育機関は、専修学校専門課程のみならず、多くの大学・短期大学の今後の在り方を問う大きなムーブメントを惹き起こす可能性を秘めている。本研究は、これまで未開拓であった短期大学制度の歴史的展開過程に関する新たな知見を提供するとともに、短期大学の「四大化」、大学教育の「専門学校化」、さらには専門職大学・短期大学の制度的「実質化」といった現代的課題を歴史的視点から照射する基盤を形作ることを目指す。

## 短期大学制度化の論点と史料状況

短期大学の具体的な制度措置に関わる最初の規定である「短期大学設置基準」(1949) について、海後・寺崎(1969) は、「短期大学の諸側面についての詳細な規定」であり、「本文とともに解説もまた詳細であり、そこには短期大学制度構想当時の文部省当局にみられた消極的な短期大学認識より以上の、きわめて積極的なニュアンスが感じとられる」と評し、「大学は四年制が主体であって短期大学はそれにいたる暫定的措置にすぎないというような趣意をこの基準および解説の文言からはうかがうことはできない」として、「短期大学の出発当時、その性格を実際的専門職業教育に重きをおく完成教育機関として明確化した重要な文書」と位置づけているで。

「消極的な短期大学認識」をもっていたはずの「文部省当局」が、何故このような「積極的な ニュアンス」を示したのか。その疑問が、本件第一の課題である。

本発表では、従来の先行研究ではほとんど名前が知られていない、二人の人物に着目する。

一人は、短期大学の性格について、「中等教育と高等教育とのあいだの溝を埋め、他方においては高等教育の大衆化と地域社会化との役割を果たし、さらに教育制度の単線化をねらう」ものと位置づけ®、「短期大学設置基準」とその解説の理論的側面に大きな影響を与えたものと見られる行動心理学者・三隅一成である。

三隅については、土持(2006)において、「筆者は、「ミスミ・イッセイ」が誰であるかを特定

できなかった。ミスミ・イッセイとは、「三隅一成」のことであった。彼は、当時、日本で、「大学教育を改革するには、アメリカで発達したジュニア・カレッジを導入すべきだ」と主張した民間グループの一人であった」と述べられているが 9、戦後教育(大学)改革と三隅との関わりについて触れられた研究は、日本私立短期大学協会機関誌に掲載された三隅自身の回顧録を論拠とする関根(2011) 10) の他、管見の限り確認できない。

いま一人は、文部省刊行物『短期大学調査資料』の誌上において、制度化当時の実務担当者として「短期大学について」という記録を残した文部事務官・村越義雄である。

『短期大学調査資料』は、これまでほとんど存在が知られてこなかった新史料である 11)。発行は学術局技術教育課となっており、1952 年 6 月刊行の「第一輯」を皮切りに「第十三輯」までの存在が確認できる。同課の課員であった村越による「短期大学について」は、「第七輯」から不定期連載され、本発表の関心に関わる「短期大学設置基準」とその解説の成立過程については、「第九輯」所収の(三)に詳しい。なお、三隅については、自身の著作や日本私立短期大学協会関係者による回想、彼が後年教授を務めた国士舘大学の史料等が存在するが、村越の活動を示す史料は上記以外、ほぼ皆無である。

本発表では、短期大学の具体的な制度措置に関わる重要人物として、行動心理学者・三隅一成及び文部事務官・村越義雄に着目し、「GHQ/SCAP文書(国立国会図書館憲政資料室蔵)」、「戦後教育資料(国立教育政策研究所教育図書館蔵)」、「新制大学設置認可申請書(国立公文書館蔵)」及び上記『短期大学調査資料』等の史料を検討することによって、その活動を具体的に跡づけ、「短期大学設置基準」とその解説の成立過程について明らかにする。

## 短期大学設置審査の基準をめぐる論点

「短期大学設置基準」とその解説の成立を受けて、大学設置審議会は短期大学設置申請の受付を開始、審査を実施する。海後・寺崎(1969)は、「この審査の際、四年制大学の場合のように基準を具体化した要項があったかどうかははっきりしない」と述べている 12)。同研究は、「戦後教育資料(春山文書、VI-263)」を論拠に、「人的・物的面での独立性が審査の眼目となっていたようである」と推測するが、この設置審査基準に関する再検討が、本件第二の課題である。

審査の結果、申請 186 校のうち 13 校が申請を取り下げ、残る 173 校のうち大学設置審議会第 13 回総会に付議されたもの 134 校、うち不可 19 校、保留 2 校、次の総会まで保留とされたもの 39 校、差し引き 113 校が認可され、後から追加された 36 校を加え、初年度は計 149 校が最初の 短期大学として認可されている。

海後・寺崎(1969)は、「ここで申請不合格あるいは保留となった短期大学がどのような短期大学であったかは興味あることだが、充分にきわめることはできない」としているが <sup>13)</sup>、本発表ではこれを、上記第二の課題と密接に関わる重要事項と捉え、大学設置審議会「新制大学等審査報告書(春山文書、VI-322 他)」の内容を分析し、これらの課題、すなわち、短期大学制度化の実態的側面について明らかにする。

【注】1)~13) その他については、紙幅の関係上、発表時の配付資料において明記する。